

約款作成時の注意事項について（令和5年1月1日より適用）

第10条について

(1) 請負代金が4,000万円未満の場合は下記のとおり削除し押印して下さい。

(現場代理人及び主任技術者等)

第10条 受注者は、次に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

(1) 現場代理人

(2)

[]主任技術者

~~[]~~監理技術者

~~監理技術者補佐（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項ただし書に規定する者をいう。以下同じ。）~~

(3) 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）

※建築一式工事の場合は、8,000万円

(2) 請負代金が4,000万円以上の場合は下記のとおり記入、削除し押印して下さい。

(現場代理人及び主任技術者等)

第10条 受注者は、次に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

(1) 現場代理人

(2)

[]主任技術者

~~[]~~監理技術者

~~監理技術者補佐（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項ただし書に規定する者をいう。以下同じ。）~~

(3) 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）

「専任の」と記入する。

※建築一式工事の場合は、8,000万円

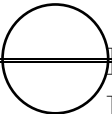
(3) 特定建設業の許可業者で、4,500万円以上の下請発注予定がある場合は、下記のとおり記入、削除し押印して下さい。

(現場代理人及び主任技術者等)

第10条 受注者は、次に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

(1) 現場代理人

(2)

[]主任技術者

[]監理技術者

監理技術者補佐（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項ただし書に規定する者をいう。以下同じ。）

(3) 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）

※ 建築一式工事の場合は、7,000万円